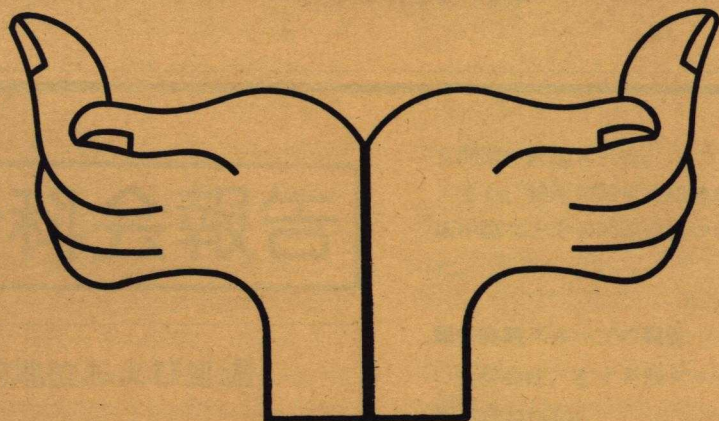


民闘連 ニュース

1977. 11-12合併 第26号



特集「第3回民闘連全国交流集会報告集」(2)

目 次

■第三回民闘連全国交流集会		
分科会報告	法的地位および処遇	1
	地域における民族教育	3
	公教育における取りくみ	5
	職場労働と民族差別	6
韓国人交流会報告		8
日本人交流会報告		9
総合討論		10
閉会の挨拶	仲原 良二	12
■主体形成を	西宮西高分会	12
■「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」開催さる		14
■ミニ情報		19
■連続セミナー 在日韓国・朝鮮人の民族教育の歴史と現実		
兵庫における民族教育の実践	金 時 鐘	22
■編集後記		26
■資料案内		27

発行

民族差別と闘う連絡協議会

— 第三回民闘連全国交流集会 —

在日韓国・朝鮮人の民族主体性 と日本人の共闘について

分科会報告

法的地位および処遇

司会者 卞 敏勝(川崎在日同胞の
人権を守る会)
横尾明親(名古屋市民の会)
毛利文子(")
報告者 卞 敏勝
参加者 韓国人 13名,日本人 13名

「法的地位および処遇」分科会には、川崎在日同胞の人権を守る会、在静岡韓国人の明日を考える会、在日朝鮮人への差別撤廃を！名古屋市民の会、兵庫民闘連などからの参加者によって、主に①行政闘争を担う日本人側主体の闘いの中身の点検②行政闘争を担う在日韓国・朝鮮人主体の闘いの中身の点検③行政闘争が在日韓国・朝鮮人への差別撤廃の闘いの中でどのように位置付けられるか、とい

う問題が討論された。

また、特別に関東民闘連の西田隆重氏より坂中論文とその問題点について報告がなされた。

■各実践グループの報告

分科会は、まず実践グループの報告をもとに話合われた。

最初に、名古屋市民の会から、すべての在日韓国・朝鮮人に国民健康保険の適用を要求する闘いから、児童手当、公営住宅入居問題、昼休み業務の対象から在日韓国・朝鮮人に関する業務を外したことに對する闘い、等の一連の闘いの中で、一定程度の福祉を勝ち得たとしながらも、次のような問題点が出された。①当事者のいない運動は結果的に同化につながるのではないか。②勝ち得た福祉項目は、当事者にとって権利としてではなく「恩恵」として施行されている。結果的に行政の補完物になっているのではないか。③行政闘争を通して在日韓国・朝鮮人の主体性が確立しなければならないことはわかるが、日本人が当事者に主体性を持って説教するのはおかしいし、また、在日韓国・朝鮮人の主体性の中身がよく理解できない。④今後は、行政の差別性を取り上げる中で、それを許している日本人の意識を問題にしたい。

次に、静岡から報告があり、韓国人青年数人が民団の行政闘争の枠組の中で展開しているが、仲間が増えず、日本人との共闘関係もなく、又、上部との関係でのむずかしさ等の問題が出された。

次に川崎から、児童手当、奨学金闘争についての報告があった。この中で、行政闘争は単なるもの取りではなく、闘争のプロセスの中で仲間を作り、自分たちの基盤を広げる事が大事であるという問題提起があった。そして、そのことを保証するものとして、川崎の場合は行政闘争と地域での教育実践とが一体となっているという指摘がなされた。また、当事者と日本人との共闘が成り立っているが、双方に緊張関係があることも報告された。

最後に、尼崎から児童手当、市営住宅入居問題での闘いの中で、市がその責任において民族差別をなくしていくことの保証として、「市報あまがさて」に民族差別をなくすためにという欄をもうけることになったのに、その表題の表現をめぐって民族団体から横槍が入り、市側は一回も掲載せず一時中断してしまったことが報告された。これは、兵庫民闘連の抗議によって掲載されるようになったが、民族団体のエゴと、行政の一貫性のない姿勢の現われとして指摘された。

■行政闘争と主体性

これらの報告を受けて、行政闘争が在日韓国・朝鮮人及び日本人の主体性とどう結びつくのかという問題について話し合われた。

まず名古屋から出された問題点③に関して討議された。名古屋からは、市営住宅入居権を勝ち得た後の追跡調査で、入居した在日本韓国・朝鮮人のほとんどが通名で入っており、彼らに対して日本人である運動の側が何を言えるのかという問題であった。これに対しては、運動の側が日本人である以上、在日韓国・朝鮮人に対してよりも、彼らと共に入居している日本人に対し、在日韓国・朝鮮人が入居できるようになった意味を話していくべきではないかという確認がなされた。

また、静岡のグループに対しては、少数で

担っている等のむずかしさは理解するが、今後民闘連とのつながりの中で運動を続けて欲しいし、静岡における日本人との共闘も考えて欲しいという要望が参加者の中から出された。

この他に、当事者の側から行政闘争を担う日本人に対し「行政闘争は、単なる物取りではなく、それを通して当事者の権利意識のめざめ、民族差別と闘う仲間作りが大事である。当事者のいない日本人だけの運動は慎重であって欲しい」という要望がなされた。これに対し日本人側からは「日本人には在日韓国・朝鮮人の主体性の問題は理解できない。しかし、極度の制度的差別が在日韓国・朝鮮人の生活を破壊し非人間化をもたらしている以上、日本人だけであろうと闘って勝ちえるもの、

たとえそれが物取りのなものであってもいいものがあるのではないか」という疑問が出された。

この問題に関しては、時間的な制約もあって合意を得ることはできなかったが、日本人のみの運動、当事者のみの運動、共闘が成立している運動がそれぞれ集って民闘連を構成しているのだから、民闘連を媒体にして今後合意を計るのがいいということが確認された。

■確認点と残された課題

分科会を通して確認されたことは、行政闘争を単なる物取りとしてではなく、日本人は日本人の、当事者は当事者の意識化と組織化につながるものでなければならないという点であった。そして、そういう実態を作りあげていくことが、在日韓国・朝鮮人に福祉を恩恵的に与えていくことが帰化につながるという坂中論文の主張をのりこえるものであるという事であった。

また、残された課題は、日本人だけの運動、当事者だけの運動、共闘が成立している運動の相互交流をどう保証するのかという点と、在日韓国・朝鮮人の主体性とは何かが必ずしも明確にされなかったことである。

地域における民族教育

司会者 李 省展 (川崎在日同胞の
人権を守る会)

上田恒一(うさぎ子供会)

報告者 李 省展

参加者 韓国人 21名,日本人 15名

地域における民族教育分科会は、実践報告をした団体として、尼崎“うさぎ子供会”、川崎“桜本学園”、在静岡韓国人の明日を考える会があり、また、八尾“トッカビ子供会”からは個人資格での参加ということで、個人的なレベルでの報告をしてもらった。また、この外に大阪や川崎の小中学校教師、名古屋市民の会等の参加があった。

■各地の実践報告

尼崎は毎週2回の塾活動をやっている、水曜日は特に「民族クラス」を設け、歌、挨拶、民話をやっているが、そのことによって子供たちが差別と闘っていくということにつながっていないという問題が出された。また、日本人の子供といっしょにやっているが日本人サイドの問題を適確に把握できない、日本人教師の主体の問題として日本人サイドの問題提起の欠除があるということが出された。また、指導員不足や、日本人の子供は増えていくが朝鮮人の子供は減っていくという問題を抱えていることが報告された。実体例としては低学力、非行に関してのレポートがあった。

川崎からは、地域教育の場で本名を名づける子は非常に増えてきたが、本名を名づけることの意味を自覚的に受けとめていく子がまだ少ないという問題が出された。それとの関連で父母との関係や公教育との関係をきっちり作らなければならないのに、それがやりきれないという悩みが出された。又、低学力の

問題を基本に据えているが、低学力を学校の勉強の補完という形でしか展開できていない、具体的に生活に必要な学力とは何なのかというところへ返しが今行なわれている、等の報告があった。

八尾からは、低学年部を集団主義で、歌や文化を日本人の子供たちを含めて教えているが、高学年部になると朝鮮人だけを集団化しているという報告があった。高学年部では、低学年部で養った民族文化を素養として、民族差別の問題に具体的に迫っていき、本名宣言という具体的な形で子供たちが学校で差別と闘っていくという現実があるということがレポートされた。

静岡からは、地域性もあって地域教育という視点でのとりくみはないが、出来ればやっていきたいということが話された。

■低学力、非行とのとりくみ

以上の報告を踏まえて、まず低学力、非行の問題について話し合った。

討論のはじめに、低学力や非行がどうして出てくるのかという問題について話し合われ、就職差別の問題を取りあげた。そして、親、兄弟の受けている就職差別を見たり、自分が就職差別に直面していく中でやる気を失っていく。それが低学力や非行となって表われるということが確認された。

しかし、討論が進められていく中で、八尾からは、低学力の克服と子供会活動は切り離すべきだという意見が出され、尼崎からは、まだ系統だててとりくめる段階にきていないという意見が出された。結論的には、①本名宣言という形で民族差別を克服した子が非常に成績が上るという実態がある②低学力や非行の問題をその子供に返していくのではなく、その子が生活している場である公教育や家庭で起る問題から見ていくべきである③子供たちに「お前は低学力だから勉強しなければならない」とか「おまえは朝鮮人だからしっかり生きなければならない」という言い方は子供達にとっては抑圧的に受けとめられる。子供の意識をきっちりと把握しなければならない

い④子供に生きる展望を与えることが問題の克服につながる⑤指導員の生き様が子供に反映する現実があるので、指導員が民族差別と闘う中で子供に展望を与えるべきだ、という点が確認された。

■公教育とどう関わるか

低学力や非行の問題をとってみても地域教育と公教育とのつながりは重要であるが、解放教育が非常に進んでいる関西とそうでない関東の違いがある中で、公教育の教師との関係作りの問題が二番目の共通課題として話された。

この問題に関して八尾からは、次の二点から公教育との関係の必要性が話された。それは一つには子供が公教育の場で過す時間が圧倒的に多いということ、もう一つには子供自身が学校の教師と話す指導員に頼もしさを感じているという点である。また、教師と話をしていく際にいきなり朝鮮人問題を出すのではなく、低学力や非行の問題で関係を持つなかで、徐々に関係を深めていくことが大事であるという指摘がなされた。

結論的には、八尾からの指摘を十分に踏まえつつ、アボジ、オモニとの関係、子供会活動の充実の中で公教育へのとりくみが総合的になされなければならないということを確認した。

■地域教育は何をめざすか

討論は、前述の各実践グループが抱えもつ共通の課題について話し合った後、我々は地域教育を通して何をめざすのかという論議に入った。そして、いわゆる「言葉や歴史を教えるだけの民族教育を目ざすのではなく、民族差別と闘う主体を形成していく教育を目ざす」という結論はすでに昨年の交流集会でも確認されており、今回も確認された。しかし、八尾では子供が自発的に本名宣言をし差別と闘うという現実があって、尼崎や川崎では必ずしもそうっていないことが問題になり、八尾では朝鮮人の集団意識を作るために高学年からは朝鮮人だけでやっていることの成果

として出されているが、日本人の子供といっしょにやることで日本人を含めた地域の解放という視点でなされている川崎等の運動の違いとして理解していいものなのかという点が話し合われた。

また、大事な問題としては、子供の発展段階において、日本人に対して怒りを持つというステップがあるという話が出た。そして、それはある意味では必要であるが、それのりこえたところで朝鮮人と日本人の関係を見つめていけるような子供に育てていかなければならないということが話された。

これらの問題は地域的な違いや運動の背景の差として出てきているということが確認されただけにとどまった。

■残された課題

今回の分科会は昨年と比べて、具体的な問題を話し合うなかで議論はかみあっていった。しかし、なにゆえに子供会をやるのか、子供会に来ている子が中学や高校を卒業した後どういう関係をもつのか、地域の青年との関わりをどう深めるのか、個々のとりくみと民関連とがどうつながるのかという問題に関しては来年にもちこされた。



公教育における取りくみ

司会者 鈴木啓介（東京・在日朝鮮人生徒の教育を考える会）

北川桂子（兵庫民闘連）

報告者 北川桂子

参加者 韓国人3名、日本人20名

「公教育における取りくみ」の分科会は、東京、川崎、京都、大阪、尼崎の公教育の教師、桜本学園、在日韓国基督教教会館（KCC）等からの参加によって行なわれた。

まず、大阪、川崎、尼崎、名古屋からの実践報告をうけ、それを基に①自覚をうながす実践を日本人教師がどうやりきっていくのか、②在日朝鮮人教育に関心を持つ教師集団作りをどうやっていくのか、を中心に話がすすめられた。

■行政との関わりについて

実践報告は、子供会や朝間研を学内で組織していく取りくみ、行政や教員組合に対する取りくみ、家庭訪問を通して親との関係を作っていく取りくみ等、多岐にわたっていた。

その中で、まず問題になったのが、行政との関係のあり方についてであった。大阪では、運動の中で市教委に在日朝鮮人子弟には本名を名のらせていこうという指針を出させ、そのことを通して職場全体が在日朝鮮人教育をやっていくということの武器にしたり、家庭訪問の時も市教委からこういう教育指針が出ているということを見せて、親との関係を作っていくきっかけになっているという報告があった。それに対し、そういうあり方は官制の解放教育になりはしないかという疑問が出された。しかし官の側の解放教育に対する攻撃の厳しい中で、官の側を変えていったことは評価してもいいのではないか、そういう姿勢もあわせもつ必要もあるのではないか、要

は、自分たちの実践が先行しなければならないという点にある。という話となった。

■指摘された問題点

次に、現実には子供や親との関係でどういう問題が起ってきているのかという話に入った。公教育での取りくみは「本名を名のれ」ことに目標を設定してきた。しかし、取り組みが進む中で本名を名のれの子供は増えてきたが、それが朝鮮人としての自覚を持った子供となったと言いきれない現実がある。子供が本名を名のれない現実を教師の側が十分に理解しないで一方通行的に「本名を名のれ」式の姿勢があったのではないか。逆説的な意味において、本名を名のれという教師に対して「日本人なんかに言われて名のるもんか」という子供がいたら、ある意味で人間的な自覚を持った子供と言えるのではないか、等の指摘があった。このことは教師自身が何故在日朝鮮人教育に関わるのかという根本的な問となって返ってきているということが確認された。そして、地域において教育実践をしている人達から、地域教育の場では本名を名のれの子供が、学校では日本名しか使っていないという報告がよくなされるが、その事実を日本人教師が真剣に受けとめ、在日朝鮮人の子供たちに本名を名のらせない日本人教師の意識、日本人の子供達の意識をもっと取り上げていこうということになった。

それから、私立高校のほとんどが在日朝鮮人の入学を拒否したり、数を制限して、そのことが在日朝鮮人の子供の進路をさまたげている。在日朝鮮人の子供が「あれる」ことの原因になっている。そういう私立高校に対する闘いも必要であるということが強調された。

■確認されたことと残された課題

在日朝鮮人問題に取りくもうとしている教師は、教育現場においては、ほとんどが孤立してしまっている。各地で学校をこえたところで交流会を持ったり、一つの組織を作ることが、孤立している教師を支えていくことに

なるので、組織化を計る必要があることが確認された。

また、いくつかの地方においては在日朝鮮人を公教育の教師として採用しているが、そのことにおいても今の段階では教育委員会が採用しているので、運動の側の期待通りに在日朝鮮人教師が働らくことができていないので、このことに関しても行政と交渉していく必要があることが確認された。

残された課題としては、朝鮮人の親や日本人教師から「今頃、朝鮮人のことを言っても遅い」とか「あんただけなんで朝鮮にこだわるんや」と言われた時に、どう切り返しているのか、又何をもって切り返えしていくのかという事に関しては十分論議されなかったもので、今後実践の中で明らかにしていかなければならない。

職場労働と民族差別

司会者 大橋 昭（兵庫民間連）
郡 司（尼崎新しい教師の会）

報告者 大橋 昭

参加者 韓国人4名、日本人19名

「職場労働と民族差別」分科会は、公務員、民間の組織労働者、未組織労働者、地域の民族差別と闘う日本人、教師、当事者の側からは川崎と尼崎から「在日同胞の人権を守る会」メンバー等の参加者によって行なわれた。

この分科会は、今回の交流集会で初めて取りあげた問題であるので、まず参加者の取り組みを報告してもらう中で今日の日本の労働運動がいかに民族差別の問題をとらえていないかを明らかにし、今後の課題を模索する方向で進められた。

■実践報告で出て来た問題

各地の実践報告を総合すると、体制側の危

機が着実に深まっていることは明らかであるが、それ以上に労働運動側のたちおくれがあるということが指摘された。具体的には、今日の労働組合が自己保存のあまり思想的退廃、右傾化への流れにあるという指摘であった。そういった意味で、従来の労働運動を進める中で、労働組合の体質に対する主体的な切り込みが必要であるという意見が出て、電々公社に対する西宮西高の就職差別反対運動に呼応していった電通労組の闘いに学びたいという発言があった。

これらの日本人の報告や発言に対し、朝鮮人側からは、日本社会で分散化させられ同化を余儀なくされている同胞が生活基盤の安定に向けての闘いの中で結集されなければならないという問題意識を持っており、そういう問題意識と労働運動の課題として民族差別問題と取り組もうとする日本人の運動とどう接点を持ちうるのかという問題提起があった。

これらの双方の発言を通して、日本人は労働運動の課題として民族差別と闘う中で、朝鮮人は同化を拒否し民族の主体の確立に向けて自分たちの力をつけていく闘いの中で、双方に真の意味での連帯が生まれるという点が非常にきわだって確認された。

■西宮西高の闘いの意義

以上の論議を踏まえて、西宮西高の電電公社に対する闘いをとらえ返す必要があるという意見がでて、西宮西高の先生からその闘いのもつ意味について話してもらった。

西宮西高の先生はその中で、①今回の闘いは教育戦線と企業との闘いにとどまらず、企業内部の労働者が外からの教師の闘いに呼応していった②教師の側から提起を受けた電通労働者が労働組合のもつ民族差別を見ない、見ようとしなない体質に切り込んでいった。③同時に今日の労働組合が本工組合主義といわれるように自分たちの労働条件改善だけが価値基準になっている状況をのりこえていったという報告をし、そういう実態を持った運動が電通近畿地本をして、在日朝鮮人の就職の機会均等、朝鮮人としての誇りを持って活躍

できる職場作り等の4項目の見解を出さしめ、それが勝利への大きなインパクトになったという報告があった。

この報告を受けて、①在日朝鮮人の就職の機会均等②在日朝鮮人が誇りを持って活躍できる職場作りは、今後の労働運動の中で見失なわれてはならない視点であり、不況が進む中で企業や労組がより排外主義的になっていくことが予想されるだけに、電電への闘いをきちんと教訓化されなければならないと確認した。

また、労組の体質を問うことは、未組織、下請け、臨時雇いの労働者をどうするかという視点を持つ必要があることが強調された。むしろそういった労働者の中にこそ在日朝鮮人が多く含まれているのであって、このことの解決は今後の闘いの中で構築されなければならないと確認した。

■民闘連にどうつなげていくのか

討議は最後に、民闘連のこれまでの運動と、労働運動との接点をどこに置くのかという話に入っていた。そして今回の討議で残された課題をまず明らかにして、民闘連との関係について討議した。

残された課題としては、一つは、朝鮮人が

いないというところでの運動の問題についてであった。この点に関しては日本人側からは電電の労働者が、ねばり強く闘ったことによって民族差別を受けとめる主体作りをやったように、他の現場においても日本人の主体作りをしていくことが連帯になると結論づけたが、当事者との意見が充分かみあわず、今後の課題として残っている。

二つ目は、在日朝鮮人の就労の実態、差別構造を調査、把握していくことで、在日朝鮮人の生々しい生活の現実から運動を組み立てていく必要性が強調された。

三つ目は、朝鮮人側からの指摘で、民族差別によってもたらされる同化の拒否という朝鮮人の課題に職場労働での日本人の取り組みがどう答えるのかというのがあったが、両者の主張に差があり、今後の課題となった。

そして、民闘連として今回の交流集会に「職場労働と民族差別」分科会を設けたことを今後の民族差別との闘い、即ち民闘連運動にどうフィードバックしていくのかという問題については、地域を主体に民族差別と闘う朝鮮人の運動に、労働運動の成果を返していく場を民闘連を媒体としていくことを確認して、分科会を終えた。



韓国人交流会報告

司会者 梁 泰 昊（兵庫民闘連）

報告者 ”

参加者 38名

韓国人交流会は、尼崎、大阪、八尾、京都、名古屋、静岡、川崎等の実践グループからの参加があった。交流会は各地の実践を報告しあう中で、共通する問題について話しあうという形で進められた。

出された問題点としては、子供会や塾活動をしている人達から、「参加している同胞青年が運動から離れ、そのことによって同胞の子供も離れてしまう」（尼崎）、「日本人と共同でやっているが、日本人の子供が多いし、指導員も日本人が多い。どう民闘を成立させていくかという問題が残っている」（川崎）、というのがあった。そういう問題を克服していくために、「問題意識を深めていくために、共同討議をして、地域運動としての位置付、理論構築をしている」（川崎）、「関東大震災についての講演会や教育問題での講演会等地域で設定して、同胞の横のつながりとして広げていっている」（尼崎）という報告があった。

次に問題となったのは、何故運動に関わる

のかということについてであった。このことについては、自分が韓国人でありながらそのことを隠して生きてきたが、それと同じことを今の同胞の子供たちもしている。何としても、その子供たちとの関わりは理屈抜きに必要だし、自分自身も運動に関わる中で韓国人としての内実が深められてきたからだ、という発言があった。また、民団の行政闘争のワク組の中で運動をしている人からも、行政闘争の中で一世の人たちが対市交渉の時など自分の生活を話しているのを聞いて、あらためて韓国人であることの意味を考えさせられたという発言もあった。

尚、実践報告の中で八尾からは、運動をやっていく中で、自分たちが教えた子供が、今いっしょに指導員として子供に接しているという報告があり、参加者の注目をひいた。

最後に、今後の運動について話されたが、そこで問題になったことは、民闘連に参加している運動体が個別の運動となっていて、民族運動として普遍化できていないということであった。そこで、運動の横のつながりを保障していくものとしてもっと民闘連ニュースを活用していこうということになった。また、運動の歴史や内実や実践規模の差は各グループ間にあるが、それぞれの運動を民闘連に帰えしていくなかで、ダイナミズムを生み出そうという話も出たが、交流会がお互いを知るところに焦点があてられていたこともあって、充分話し合えなかった。



日本人交流会報告

司会 仲原 良二（兵庫民闘連）

報告 市 栄 豪（兵庫民闘連）

参加者 40名

日本人交流会は、参加者の取り組みの差、経験の差が当然あるから、特にテーマを決めずに、それぞれが運動の中で感じている問題点を出し合って、それについて討議していった。ここでは、その結論部分を報告したい。

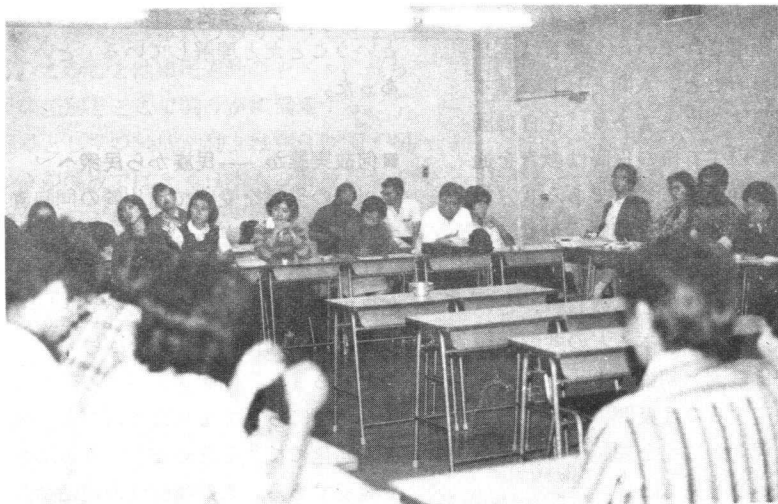
初めに問題になったことは、「我々にとって民族とは何か」ということだった。特に民闘連運動の中で在日朝鮮人から、同化の拒否民族主体の確立という問題を提起され、それに対して言葉を発しえないという経験を持っていたからだった。この問題に関しては、日本人が民族を語るとき侵略のイデオロギーとして語られるが、在日朝鮮人にとっての民族は日本が奪ってきたものからの回復であるから特に強調されなければならない、ということを確認した。

次に問題になったのは、連帯と共闘についてであった。日本人が連帯や共闘を言うとき

在日朝鮮人の問題や、かつての日本の収奪の歴史に目をむけていくが、同じ力量をさいて自らの立場を見極めて何故運動に関わるのかということを考えなければならないということ、極めて重要な問題として確認した。ただし、そういうことを頭で理解するのではなく、運動を継続する中で自らに問うていくものであることもあわせて確認した。

他に、感想として出されたものだが、日本人として在日朝鮮人問題に関わっていくときにしんどくなったことはないか、という話が出た。そういう経験をした人はわりと多くいて、西宮西高の先生が「運動に入るまではのんびりしていたが、運動をはじめてからしんどいと思ったことがある。しかし、生徒たちと闘いの中に入るとしんどさはふっとんでしまう」と言われた時、多くの人が共感を持って聞いていた。このことは理屈が運動を進めるのではなく、闘いが明日の闘いを生んでいくということの象徴だと思う。

最後に、交流会を終えて思うことだが、過去3回の交流集会を振り返ってみて、日本人交流会での獲得目標が主催者側で明確にされていなかったと思う。そのため、実践の豊富な人だけ話して、他の人は聞き役にまわることが多かった。次回からは、ある程度の獲得目標を設定したほうが良いと思う。



総合討論

司会 中村大蔵（兵庫民闘連）

襄重度（関東民闘連）

参加者 韓国人40名、日本人55名

総合討論は、基調報告で提起された6項目の残された課題を今回の交流集会で、どの程度克服しえたか、どの程度問題を深めていくことができたか、ということについて話し合われた。

在日韓国・朝鮮人及び日本人が自らの主体を明らかにしつつ民族差別と闘うということの必要性和、正しい両者の共闘関係を模索していった。特に今回は、坂中論文に見られる日本政府の先取りのな在日韓国・朝鮮人政策に対する危機感があり、そのことがとりわけ在日韓国・朝鮮人の主体のあり方が問われているため、当事者側からの決意表明的な発言が目立った。

以下に、討論の内容をテーマ別に紹介する。

■民闘連運動の目的

今回の交流集会に始めて参加された一世の方から、感想をふまえた意見として、①在日韓国・朝鮮人に対する民族差別は労働者の管理の問題として提起されている②教育は本来労働力の質を高めること、人間としての基本的な生存権を保障することであり、在日韓国・朝鮮人にとっての生存権の保障は教育を通して労働力の質を向上することである③労働問題に関しては、在日韓国・朝鮮人が就職の場から排除されているという日本社会の後進性を労働組合の力で近代化して欲しい、という発言があった。また、日本人との共闘問題についても、在日韓国・朝鮮人を「在日」というところに限定するのは疑問であり、当事者間の政治的・理念的立場を超越する問題が大事である、という意見も出された。

これに対し、川崎で地域活動をしている同胞青年から、在日同胞の問題を労働力の問題に限定することに問題がある、我々が地域で教育実践するのは、差別によって同胞子弟が低学力、非行においやられているからであり、日本の資本主義体制の完成をめざしてやっているのではない、という指摘をした。そして、地域実践をしている者として①民闘連のなかで地域における教育実践の位置付けがあいまいなのではないか②日本人との共闘は在日同胞の実態を共有化することによって運動を組み立てていく中で可能ではないか③そういう意味で運動を地域にむすびつけていくことが大事である、との発言があった。

■地域の重要性

前者の発言を受けて、地域運動の重要性について話し合った。まず、名古屋から「名古屋は日本人主体で行政闘争をしているが、日本人と在日韓国・朝鮮人の連帯はうまくいっていない。しかし今交流集会において尼崎や川崎での地域活動から、地域に入るということの意味がわかってきた。今後、静岡の韓国人グループとの交流を深める中で運動を地域に返えしていく作業をしていきたい」という発言があった。

そして同じく日本人の参加者から、「抽象的に地域と言っても仕方がない。地域とは労働を含めて生活が集中する場である。そこに立脚しろということ、生活実態に目をむけるということだと理解している」という発言があった。

■何故実態か——民族から民衆へ

以上の発言を受けて、川崎の同胞青年から次のような発言があった。

「我々が日立闘争の中で見えてきたのは、在日同胞子弟が同化されているということであり、誰が同化に歯止めをかけるのかということであった。同胞グループの実践は苦しい。苦しい中であっても何故するのかと問われた時、同化に抗するためだというのはあくまでも建前である。この建前は地域活動にむすび

つけられてこそ意味がある。何故運動をするのか。それは、目の前に差別があるからするのである。我々の運動に対し、祖国統一、民主化に関連しない闘争は無意味だと批判された。民族的主体性と言うが、民族とは一体何なのか。私が韓国における教会闘争から学んだことは民族と民衆とは違うということだ。民族とは権力が民衆を統治するときの概念として使われてきた。民衆を抜きにした民族は権力者の支配強化として使われる。そこで出てきたのが民衆の解放という視点だ。私はこのことを実感として受けとめた。在日韓国・朝鮮人こそ民衆である。それでは既成の民族団体は果して民衆の力になっているのであろうか。私は日立闘争以降在日韓国・朝鮮人の民衆運動を指向してきた。在日同胞の手による自前の運動を作りあげようとしてきた。その時、民衆を語らずして生活実態を語ることの弱さを知らされた。

川崎に来て地域活動をしている同胞青年は韓国人であることから逃げようとして、逃げきれなかった人間である。

川崎の学園活動で、同胞の子供たちに民族性を注入しようとしてきた。しかし、私たちが正しいと思ってきた「朝鮮人のあるべき姿」が観念的であることがわかった。このことは地域を見つめることの中で克服されると思う。そこに見られる子供の実態に目をむけた運動、その実態に内迫した運動の中で朝鮮人日本人双方の主体が明らかになってくるのではない。地域は日本人のありようもせまってくる。このことは市民運動のレベルに終らず、民族差別とどこで闘うかに帰着する。「民族運動としての地域活動」は在日韓国・朝鮮人のみの解放ではなく日本人の解放をも求めていくものである。

日本人との連帯は民族の解放にとって必要であるから連帯する。運動を通して連帯を構築することができ、共に闘う人が仲間である。

民衆運動から民族運動へ。それは民族の苦難をくみとることである。民族の解放の先端に、在日韓国・朝鮮人が立つべきである」

■共闘の模索

前者の発言に対して、尼崎の同胞青年からは、「基本的に賛成である。我々も既成の民族団体が持ちえなかった視点から運動を進めてきた。だから地域という命題が出てきた。しかし、今日本人だけの運動も含まれている民闘連でそのことを主張するのは危険じゃないかと思う。民闘連と子供会との関係が今のところ不明確である。我々も日本人といっしょに地域で子供会をやっており、日本人が同胞子弟をみるという状況がある。そこでは主体の問題、返えしていく場の問題がある。しかし、我々は日本人の指導員に対していっしょにやろうではないかとしか言えない。名古屋のような日本人主体の行政闘争をしているグループに地域という命題を前面に出せば混乱が生じると思う。地域という命題は民闘連運動の中で端緒についたばかりである」という発言があった。

最後に、日本人の参加者から、「川崎の青年の発言は、我々が民族差別と闘う上で理念として持ちつづけなければならない。しかし一方で、今日の状況では電々社に対する就職差別撤廃闘争も、それが地域に帰っていくという明確な見通しが持ちえなくとも、やっていく必要がある。自己が立っている地域性の違いをふまえて、運動をやりぬかねばならないと思う」という発言があった。

以上が総合討論で話された発言要旨である。今回は昨年に出された問題に必ずしも明快な答を出し得なかったが、一つ一つの問題に対する認識は深められたと言える。

今回の交流集会をふまえて残された課題を上げると次のようになる。

- 1) 既成の民族団体と民闘連の路線の相違と評価 — 政治問題と民族差別問題といった分野なのか否か？
- 2) 民族差別と闘うことの意味
- 3) 共闘の意味と問題点
- 4) 地域を拠点とすることの意味と問題点
- 5) 地域運動と個別闘争の関係
- 6) 民闘連を第三者にどう説明できるのか (イ

メージの明確化)

- 7) 在日韓国・朝鮮人の主体性の問題と日本人との関係(運動における)
- 8) 在日韓国・朝鮮人側の民闘連の位置付けと日本人側の民闘連の位置付け
- 9) 日立闘争と現在の民闘連

閉会の挨拶

兵庫民闘連
仲原良二

どうも三日間の討論や交流、御苦労様でした。

今回は、東京から福岡までの各地から集っていただきましたが、例年参加されていた仙台の人達が来れなかったことは残念だと思っています。次回の参加を期待したいと思っています。

今回は、メインテーマとして「在日韓国・朝鮮人の民族主体性と日本人との共闘について」をあげましたが、この集会を準備する最初の段階から民闘連のような連絡協議会という組織が1回や2回なら交流集会としてやれ

ても、3回目にはその内実が問われるということで非常にむずかしいのではないかと言われていました。しかし、にもかかわらず、皆さんの熱心な討論によって、過去2回の交流集会よりも質的に高いものを残せることが出来たと思っています。そういった意味で、いささか自画自讃ではありますが、今回の交流集会は成功であったと思います。

民闘連運動というのは、差別と闘うという運動が一つの問題を解決すると、その解決された中から新たな問題が出てくるという意味で、非常にしんどい運動だと思います。それだけ差別の構造が複雑であるということです。そういう意味で目に見えない差別との闘いを進めていくと同時に、目に見えない差別についても、へばりついていくという姿勢で今後も運動を進めたいと思います。

最後に、三日間もの貴重な時間を割いて全国からこの尼崎に来られた皆さんは、やはり何かをやるという気持を持っておられるはずです。その気持が目に見えない糸で私たちをつなげていると思います。この糸をだんだん太くしていくために皆さんと頑張りたいと思います。そしてより太い連帯の輪で来年の交流集会を迎えたいと思います。

皆さんどうもありがとうございました。

主体形成を

西宮西高分会

私たちは、不況が差別と民族排外主義を再生産する、今こそ日本人と朝鮮人が共闘するのか排外主義でいくのかが問われている、と何度も言ってきた。こういう言い方は、日本人活動家には割合ストレートに入るが、在日朝鮮人の反応はもっと複雑だ、ということを発見した。

先日、民闘連全国交流集会で、川崎に住むある在日朝鮮人が「自分たちの主体形成の問題を抜きにして共闘は語れない。自分は民族



の問題に徹底的に固執し続けることからしか共闘の問題なり、階級問題なりを語ることはできない」といったことが、頭から離れない。彼がそのことによって何を私たちに要求したのかいまだに分らない。在日朝鮮人が朝鮮人たり得ない状況、それはとりもなおさず人間としても生き得ない恐ろしい自己疎外の状況にあることで、そういう状況で“連帯”を軽々しく口に出来ない、ということであろうか。しかし私たちは、そういう状況を更に拡大再生産する状況——それは日本人労働者にとっても危機的状況である——に対し、共に闘おうと言ったのである。日本人労働者にとっても、労働者としての主体形成は、自分を自己疎外し人間破壊する諸要因と自ら闘うことがその出発点だ。

たしかに、私たちにとって、民族差別は数多くある社会矛盾のひとつで、それとの闘いは、他の諸々の社会変革の闘いや実践と総合結合されていくべきものと考えるが、在日朝鮮人にとっては、数多くある差別のひとつという捉え方では、とても自分たちの問題の本質が理解されない、と感じるかもしれない。当事者の在日朝鮮人が言うことを、私たちの主観や立場でねじ曲げてはいけないと思う。その重さを絶えず実感していなければならないと思う。

しかし、誤解を恐れずに言えば、だからといって、良心的な教師がよくやっているように、私たちは直ちに在日朝鮮人の内面的主体形成に入り込んでいくことは出来ない。そういう人たちから、よく「朝鮮人差別を労働運動に利用した」と批判される。そうはハッキリ言明しなくても電々闘争に、これまでの民族差別反対闘争とはかなり質がちがうことを感じとって沈黙する人は少くなくない。正直に言って私たちは他人の内面的主体形成に直接かわる自信はないし、むしろおのれの主体形成問題として在日朝鮮人問題に取り組むと言った方がより適切だろう。私たちは奉仕する気もなければ傲慢に指導する気もない。

私たちにとって在日朝鮮人を差別・抑圧迫害するこの社会は断じて許容できない。それ

と闘うことは日本人労働者の課題だと思っている。そして、その同じ社会の抑圧のために私たちと同じように考えることの出来ない日本人労働者が再生産されている。私たちの職場である教育にしても然り。在日朝鮮人から民族性を奪って非人間化していくことはもちろん、日本人生徒からもその内的欲求と生活現実を抽象化し、地域から、集団から、階級から切り離し、非人間化していく。そこで働く教員について言っても、在日朝鮮人が見えないばかりではない。日本人生徒に対しても彼らを“未来の労働者”一生を資本に搾取され収奪される労働者として捉え、同じ無産者としての共感をもつ教員は少ない。それぞれがバラバラに分断され、疎外され、主体を破壊されているのだ。そこから主体を回復していく作業とは、私たちを分断し、破壊していくものへの闘いを通じてでしかあり得ない。差別によって日々生活を破壊され、人格まで破壊されている生徒とのかかわりから私たちが学んだことは、そういう個々のかかわりから、更に進んで差別を産む機構へ教員自身が自らの責任で撃って出ることだ。教員自身、自ら闘うことを通じてしか、個々の生徒とのかかわりも積極的な意味をもたない。教育労働者の主体形成はまさしくそこにあるのではないか。そういう考えから、電々闘争がうまれた。在日朝鮮人問題をよく知っているとかそのことの活動家や専門家がいたためではない。そういう人は皆無だった。

私たちのこういう闘いが在日朝鮮人の主体形成の闘い無縁であるとは言えないだろう。少なくともこういう社会変革の闘いを抜きに在日朝鮮人の主体形成も考えられないのではないか。日本社会の変革は、在日朝鮮人の主体形成に、十分条件ではないにしろ、必要条件には入るのではないだろうか。

最後に一言いわせていただければ、私たちは、在日朝鮮人はもっと日本社会に対し、物を言い要求していくべきではないか、と素朴にそう思うのである。

(電々公社就職差別反対闘争ニュース、「連帯」№28よりの転載)

民族主体と

在留・教育・生活権の確立をめざして

「在日韓国人の諸権利に 関するシンポジウム」開催さる

在日大韓基督教会総会とNCC（日本キリスト教協議会）の共催による「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」が、去る11月21日から24日まで、静岡県御殿場市の東山荘で開催された。

参加者は、両教会関係者の他、学者、弁護士、研究者、活動家等におよび、70人を数えた。当初、韓国からも8人が参加する予定であったが、旅券、ビザが交付されず参加が実現しなかった。

このシンポジウムが開催された趣旨は「日本の敗戦後32年が経過し、日韓法的地位協定が発効してより11年がすぎた。だが在日韓国人（朝鮮籍の人も含め）の諸権利が今日なお法的にも不当な制約を受けている。今後とも依然として右のような状態が続くことは、何よりも当事者である在日韓国人の人権が侵害されつづけることであり、到底容認できることではない。他方、日本人においては、在日韓国人への諸権利の制約を黙認することは自らの民主主義のあり方を根本的に問われることである。またひいてはこのことが、日韓両民族の友好関係に悪影響を与えていることも事実である。」とし、「この問題を徹底的に検討することとした。まずこのシンポジウムは、在日韓国人代表により、日本国内における諸困難と、なお未統一による祖国の複雑な情勢をふまえ、在日韓国人として、いかに主体的に生るべなかの道を提示してもらい、これに対する応答として、日本人及び本国の

韓国人がこれをいかに受けとめるべきかをさぐることにする」そして「在留権、生活権及び教育権の諸問題について綿密に検討し、集約し、この問題の具体的な解決の推進に資せしめんとするものである。」（討議資料）としている。

シンポジウムは、二人の発題基調講演と、在日韓国人、日本人双方6人からの発題による在留権、生活権、教育権の三つの分科会、そして全体討論という形に設定されていた。発題者とテーマは下記の通りであった。

・発題基調講演

「在日韓国人の主体性」李仁夏牧師（在日大韓基督教川崎教会）

「民族的主体について」犬養光博牧師（日キ教団福音伝道所）

・在留権

崔昌華牧師（在日大韓基督教小倉教会）

中平健吉氏（弁護士、NCC在日外国人の人権委員会委員）

・生活権

兼重度氏（在日韓国人問題研究所主事）

佐藤勝巳氏（日本朝鮮研究所事務局長）

・教育権

崔忠植牧師（在日韓国基督教会館幹事）

飯田正氏（大阪市立相生中学校校長）

■かみあわなかった主体性論議

基調講演として「在日韓国人の主体性」に

ついて、李仁夏牧師（在日大韓基督教川崎教会）が講演し、それに応答する形で犬養光博牧師（日キ教団福音伝道所）が「民族的主体について」という題で講演した。

李牧師は、「在日同胞はさまざまな形で屈折している現状のなかで、一方で主体性の模索と、一方で同化される動き等、確かに、在日韓国人は一つの岐路に立っている。今日まで、われわれの運命は、自らがその主体をかけて、自らの生き方を選んだのではなく、いつも他者により、外からくる政治的变化により、われわれの運命が規定された。いわゆる『同化と追放』という言に象徴されたようにその選択の中がせめられる現実の中で、果して、われわれに自由はあるのかと問わなければならない。居住権、生活権、教育権を法的地位の問題と合わせて問うことは、在日韓国人の主体性に関わることを知らねばならない。当事者である在日韓国人が自らの権利に目覚め、それを闘いとる歴史が、今後の展望の基礎になっていなければ、新しいエポックは創れない。そうでないならば、結局、ずるずると同化される運命の中におちこんでいくのではなからうか。それは当事者にとって主体喪失につながり、日本社会にとって豊かさを失う、共に不幸なことにつながる。このシンポジウムが在日韓国人の人間の諸権利を主張するプラットフォームを築く一つの出発点となれば幸いである」と語った。

犬養牧師は、「他民族の民族性を奪っていきながら、自らは民族性を奪われた体験を持たない日本人の犯罪性が暴露されなければならない。特に戦後の教育を受けた日本人は、日本人の意識においては民族性が稀薄である。それにもかかわらず、在日朝鮮・韓国人との関係の中では強烈な民族性がむき出しにされる。この矛盾を問わなければならない。在日朝鮮・韓国人の民族的主体を回復する歩みは日本人のまちがった民族的主体がくずれて行くことである。ことばをかえれば、真の日本人としての民族的主体を回復して行く事である。」と応答した。

この後、本来の予定では本国より参加した

韓国人が同様に、在日韓国人の主体性について応答する予定であったのである。

以上ふたつの主体性問題に関する発題があったが、分科会、全体会を通して主体論議においては、意見がかみ合わなかった。このシンポジウムのそもそもの意図は、在日韓国・朝鮮人の生き方、つまり主体性の問題を明確にさせることによってはじめて、諸権利に関する有効な方策、方向性が定められるものとするところにあったようである。しかし、本国よりの参加と発言が得られなかったこと、日本人が在日韓国・朝鮮人の主体性はこうあるべきであると発言すること自体に無理があり、もし、こうであると提示されても判断不能であるといった思惑もあって、活発な論議には至らなかった。むしろ、参加した在日韓国人の間での、一世ともしくは一世に近い年代の二世と、若い世代の二世間における状況認識、問題の受け止め方の断層が、きわだってあらわれていたのが印象的であった。

さらには、全体討議の場で同化を強要しない届出による日本国籍取得の法的措置要求論に対して、若い二世以降の世代がおかれている状況への認識不足が指摘され、民族主体の内実を問う運動の展開、同胞の結集こそが最優先されるべきものであって、日本国籍取得論を展開した運動は、現状況下においては凍結すべきであるとの強い意見も出された。

■待たれる研究会の発足

在日韓国・朝鮮人が抱えもっている状況の厳しさ、諸問題が浮きぼりにされた反面、それらの問題に対する認識の度合に差があったためか、各分科会とも一部の人の発言で終始し、個々の問題に対する深みを得るまでには至らなかった観があった。

各分科会での討論は、かなり広範囲にわたってなされたがうまく整理されて声明書（資料参照）にもりこまれている。

在日韓国・朝鮮人の問題に関して、総合的にとらえられ、かつ討論されたケースはこれまでになく、その意味では画期的とも言えるシンポジウムではあった。さらに、韓日の関

係者が同席するなかで論議されたことの意義も大きい。しかし、在日韓国・朝鮮人問題を総合的にとらえる作業は、まだまだ不十分であり、そこから導き出されるところの、在日韓国・朝鮮人のあるべき姿が明確にされたとは言いがたい。当事者間における主張も必ずしも統一されているとは言えず、論議も深められていないとの印象はぬぐいきれない。

日立の就職差別問題以降、諸権利に対する運動と、在日韓国・朝鮮人の主体形成がクローズアップされて来ているが、いかなる質の運動を、いかなる場を拠点として展開するかが問われるのではないだろうか。そして、いかなる力の結果が望まれるのか、今後に残されている課題は多い。その意味で、シンポジウム参加者の総意として打ち出された、「在日韓国・朝鮮人の諸権利に関する研究会」（仮称）が全国的な場において設定され、具体的に発足されることが待たれる。

〔資料〕

「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」 声明書

われわれ、日本キリスト教協議会及び在大韓基督教会の代表は、表題に関する日本国内の研究者、及び運動にたずさわる人々を招き、1977年11月21日から同月24日まで、日本国静岡県御殿場市の東山荘において「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」を開催した。

このシンポジウムの重大性に鑑み、われわれは韓国基督教会協議会代表の参席を得たく招待したが、韓国政府の出国許可を得られなかったことは極めて遺憾であった。

われわれは、まず在日韓国・朝鮮人の問題を考える場合、あらゆる問題の基底には在日韓国・朝鮮人の主体性の確立にあるということを再確認する。それ故にわれわれは、従来日本国政府及び日本人によって在日韓国・朝

鮮人に加えられた「同化と追放」の一切の抑圧を許さないものである。われわれは、今やすべての抑圧と差別から全人類が解放され、人間が人間として、あるべき真の自由に生きることが強く叫ばれる現代的状況を深く認識している。このことは同時に、聖書において諸民族がそれぞれの豊かな賜物をもちよる新しい都市（共同体）が終末的未来像として描かれていることに一致する。われわれはこの未来像を、日本国における在日韓国・朝鮮人のあるべき姿と考え、このような未来をめざして、たたかいを進めるものである。

われわれは、在日韓国・朝鮮人の諸権利を特に在留権、教育権、生活権に焦点を合わせて検討した。

1. 在 留 権

在留権の問題については、専ら在日韓国・朝鮮人の法的地位を如何に安定させうるかについて討議し、次の諸点について意見の一致をみた。

(1) 法律126号該当者の子と孫の問題については、暫定的措置として入管令4-1-16-2又は3により、現在3年の在留期限の切り換えにより在留しているものであるが、抜本的措置をとられることなくすでに30年近くを経過し、全く実情に合わないものとなっている。よってこれらの者の法的地位を法律126号該当者と同じ地位に一本化すべきであるものとする。

法律126号該当者自体についても、法律126号は法的地位が未確定であることを認めたものに過ぎないから過去強制事由を適用する余地はないと考える。

協定永住許可者については、合意議事録の人道条項を厳格に遵守することにより、法的地位協定第3条1項C項及びDについて退去強制を適用する余地はなく、退去強制は許されない。

(2) 協定永住許可者、法律126号該当者の家族及び長期在留韓国・朝鮮人は、これらを退去強制させることは、或いは家族離散、破

壊を招くことになり、或いはすでに日本において確立した生活基盤を剥奪することになるから、法的地位協定、合意議事録及び日韓両国政府の諒解事項の人道条項の厳格な遵守により、退去強制を許してはならない。家族離散を許してはならないことは、国際人権規約B23条1項及び世界人権宣言16条に見られるように国際的にも広く承認されているところである。

(3) 潜在居住者の問題については、潜在居住者自身のそれぞれの事情があるにせよ、基本的人権を著しく侵害された状況の中で居住することを余儀なくされており、もはや放置できない問題となっていることは明らかである。日本政府が単なる取締り等の施策ではなく、何らかの積極的解決方策をはかることを要望する。

(4) 在日韓国・朝鮮人の海外渡航については次の如き改善策を要求する。

(イ) 旅券所持者の再入国期限延長については、滞在国における申請および日本国内での代理人申請を認めること。

(ロ) 旅券を取得できない者については、その者の海外渡航を制度的に保障すること。

1. 教育権

教育権の問題については、われわれはまずすべての人間は国籍の如何を問わず教育を受ける権利をもっていることを、基本的人権の基底にあるものとして確認した。

次に、日本の公教育の教育課程において欧米的価値志向が顕著であり、アジアへの視野が欠落していることを認め、語学をも含めて公教育の中におけるアジアに関する教科、教材の充実と、教育機関への在日韓国・朝鮮人の参加を要求する。

われわれは更に在日韓国・朝鮮人の民族的主体性をどのようにして構築していくかについて協議した。日本の公教育の場における限界を認め、子女を民族教育機関におくろうとする父母に対しては、助成金の交付を含めて民族教育機関における教育が保障されるべきである。なお、民族教育機関が大多数同胞の

要望に答えていない状況は、民族教育を抑圧した日本の政策と在日性を十分にふまえてなかった教育機関の側の姿勢によるところが多い。それ故に、現実には75%の子女が日本の学校に在籍せざるを得なくなった。

この現実を考える時、家庭において、また地域において在日韓国・朝鮮人子女が民族的主体性をもって育てられるような場を造りあげるべきであろう。すでに各地で行なわれているいくつかの例のように、在日韓国・朝鮮人と日本人が真剣にこの問題に責任を感じて取り組む中で在日韓国・朝鮮人の父母は、はじめ自らの決断でその子女を日本の学校におくることが可能となる。そうした展開の中で在日韓国・朝鮮人の子女は、自らの主体を確立し、ふたつの文化を切り結ぶ存在として日本社会にも貢献しうる。なお、われわれは多数の日本国籍取得者の子女、ならびに在日韓国・朝鮮人と日本人の間に出生した子女が自らの主体を模索する中での苦悩を理解し、その問題を教育的課題として受けとめるべきであると確認した。

日本人教師による学校教育の場での取り組みは、基本的に日本の子どもたちを「差別しない、ゆるさないこども」として育てることであり、そのような働きがまた、在日韓国・朝鮮人の真の人間形成につながる。このような働きのための補助教材作成など具体的な問題に対して、在日韓国・朝鮮人を含めた広範な協力が望まれる。

以上の運動展開にあたり障害となる1965年の文部次官通達を撤廃させることが緊急かつ必要である。

1. 生活権

今日、在日韓国・朝鮮人に対し約100項目になんなんとする社会保障及び社会福祉の多くが適用されないこと、就職の門戸が閉ざされ、更に経済活動においても種々の制約と規制を受けている現実、まさに在日韓国・朝鮮人の生きていく権利が侵害されていることに他ならない。

われわれは、こうした生活に関する諸権利

が在日韓国・朝鮮人に享受されない不条理によって、生活破壊がおこりひいては人間性の歪みをもたらしていることを確認した。

日本政府はこれまで在日韓国・朝鮮人の在留や処遇を不安定にして管理支配するという政策を堅持してきた。最近、それらを一定程度「保障」し、帰化の促進をはかるという方針転換が一部政府当局者によって主張されている。もちろん、在日韓国・朝鮮人の生活に関する諸権利は確立されなければならない。しかしわれわれは、当事者である在日韓国・朝鮮人が一定の政策の下で他者から強要される生き方でなく、自らの主体において生き方を決定できるような日本政府の政策転換が必要不可欠であると確信する。

更に又、一般社会において在日韓国・朝鮮人に対する偏見・差別が根強く残っており、このことによって当事者の日常生活が侵害されていることも見逃すことはできない。従って、われわれは在日韓国・朝鮮人に対する日本人の認識が同時に変革されなければならないと確信する。

われわれは、在日韓国・朝鮮人に対して社会保険関係法、住宅関係法、その他の生活関係諸法律等の国籍条項を撤廃し、社会保障及び社会福祉の適用を日本国民と同等に保障することを求める。また、私人間における民族差別についても日本国政府がその責任において差別撤廃につながるあらゆる努力をするよう求める。

それらを要求する根拠としては、まず日本国憲法が日本国内におけるあらゆる差別を否定している。また、国際人権規約、国際労働条約（ILO）、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約等は、人権尊重からいかなる差別をも許されないとしている。さらに、日本の植民地支配とその結果としての長期在留者とその子孫によって大半が形成されている在日韓国・朝鮮人は、日本社会において相互に扶助していく地域住民の一員であることを重視しなければならない。

しかし、人権尊重の国際的諸条件が多くの国によって批准されているにもかかわらず、

日本国政府はいまだ国際人権規約、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約等を批准していないことは極めて遺憾である。われわれは、日本国政府に対しこれらの国際条約の早期批准を求めると同時に、日本社会の偏見・差別にもとづく排外意識の撤廃を強く求める共同の歩みを進めなければならない。

更に又われわれは、在日韓国・朝鮮人の生活権をはじめとする諸権利獲得の闘いの質において、当事者の主体性構築は人間破壊をくいとめるために欠落させてはならぬ重要な問題であることを確認した。

今後、以上の諸問題を整理・討議して力を結集し、前進をはかるために「在日韓国・朝鮮人の諸権利に関する研究会」（仮称）として、全国的な場を設定することを確認した。

日本社会の在日韓国・朝鮮人に対する偏見・差別は、依然として根強く存在している。これは、日本の民主主義の質に関わる問題であり、日本人はその主体をかけて、これを克服しなければならない。

日本の教会としては、これらの課題を宣教的課題として受け止めることに欠けていたことを反省し、この闘いに取組む決意を新たにします。

在日韓国・朝鮮人社会にあっては、在日同胞の現実の内迫する運動を中心軸にすえ、2・3世の意識化と同化に対する歯止め、そして孤立分散化した同胞の結集をはかりながら在日同胞が受けている不条理を打破する力量を構築すべきである。このいとなみは同時に祖国の平和統一に寄与できるものと確信する。

在日韓国教会としては、在日同胞の痛みをともにすることに欠けていたことを反省し、在日同胞の人間性が破壊されていることをふまえて、同胞が主体的人間に目覚めていくための働きを宣教的課題として受けとめる。

日本政府に対しては、われわれは、さきに提言した諸要求について、即刻実現に努めることを強く求めるものである。われわれは更に、日韓両国政府に対し、日韓法的地位協定が在日韓国・朝鮮人の諸権利の確保について

極めて不十分なものであるから、これの改善のために、速やかに協定の改正について検討することを要求する。

1977年11月24日

「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」参加者一同

ミニ情報

■大詰めをむかえた申京煥氏裁判

裁判を開始して以来4年、東京地裁民事第三部（山下薫裁判長）で第20回の口頭弁論が開かれた。この日は、事実上の結審とも言える本人審問が行なわれ、裁判もいよいよ大詰めを迎えたといえる。

緊張した空気がはりつめるなかで、申京煥氏の審問が開始された。中平弁護士の質問に対し、短かい返答をくりかえすなかで申氏は、生いたちから、就職差別、事件、刑務所、大村収容所、そして両親の死をむかえるまでの苦痛に満ちた時間のひとつひとつを答えていった。申氏は証言の最後にあたって「自分の犯した罪が服後によって清められるとは決して思わない。被害者の方を思うともっと苦しまなければならない」と前置きした後、「一般的には刑期を終えれば放免となるが、私の場合、さらに強制送還という報復がある。韓国人だからといってすぐ強制送還、ということには納得できない。帰るならば自分の意志で帰りたい。」と、強い口調で訴え、「裁判長の英断を切に願望いたします」と結んだ。

一方、被告である国側からは一切、反対審問はされなかった。

裁判の行方は、家族離散を考慮した韓日条約の人道条項の適用を力説した原告側にとって、両親の死亡という大義がくずれた現在、必ずしも樂觀はできないと思われる。しかし姉妹連との離散、在日するに至った歴史的経

緯、送還が死活の問題につながるといったことには変りがなく、送還は人道的見地からも許るされるものではない。

次回、2月14日に原告側から最終準備書面が提出され、結審となる。

■サハリン（樺太）抑留韓国人帰還訴訟

第11回口頭弁論が12月2日、東京地裁民事第三部で開かれた。

原告の主張である「日本国は原告らを帰還させる義務がある」「原告らが未だ日本国籍を有する」に対し、被告である国側は、主張の却下、棄却を求めている。この日の裁判は原告側の主張を展開した準備書面に対して、国側の誠意ある見解が見られないとして、この訴訟そのものを国がどう捉えているのかと迫って閉廷した。

■国民年金受給資格誤認事件

12年もの間、国民年金の掛金をおさめながら、受給資格を取り消された金鉉鈞（キムヒョンジョ）さんを支援する人々が、「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」を結成した。会の基調報告では「この国民年金法の国籍条項は、まさに国家による差別であり、それが社会保障上の差別の頂点に位置するが故に、今後の行政差別撤廃闘争においてきわめて重要な課題」であると指摘し、毎月の例会と学習を続けながら、地域集会を設定して問題を訴えて行く方針を打ち出している。

一方、12月13日、金さんの資格取消しをめぐっての「社会保険審査会」が厚生省で開かれ、近藤、伊藤両弁護士のほか、民団中央本部權益擁護委員会の田駿氏、日本朝鮮研究所の佐藤勝己氏、アジア人権センターの有吉克彦氏、東洋経済日報の金平洙氏が代理人として出席した。金さん側は、①国民年金法における外国人排除は不当、②都知事による資格取消し処分は違法、③他の年金制度との矛盾、④在日韓国人のおかれている被差別的状況、等についてそれぞれの代理人が発言し、金さんへの老齢年金の支給を求めた。

審査会には、約20人が傍聴につめかけ、

成り行きを注目していた。双方の主張は、「受給権者に不利益を与える場合は違法」とする金さん側と、「公共の福祉に低触するときには取り消しうる」とする社会保険庁側は最後まで平行線をたどった。

なお、同審会の結論は関連する審査会を終えた後に出されるとのことで、しばらく先になりそうである。

■電々公社就職差別問題

西宮市立西高（定時制）の卒業生で、近畿電々公社の就職試験を拒否されていた高昌重君は、西高教師集団を中心とした闘争によって門戸解放された電々を受験し、78年4月採用ということで内定した。

■京都韓国学園移転建設問題

「国際都市」京都府民の抵抗にあい17年もの長い間タナ上げにされている東京韓国学園の移転建設問題は、依然として建設予定地の本多山住民の本音と建前を使いわけた抵抗をまえにして、こう着状態が続いている。

地元住民は「環境破壊」を建前に、自警団まがいの組織をつくって抵抗を示している。一方、市側は地元民と学園の当事者間で解決されるべき問題であるとし、民族差別によるところの問題ではないとして、京都韓国学園建設促進連絡会議の追及を回避しようとしている。

現在、同学園の移転計画は、すでに77年4月に文化財の発掘調査を終え、造成工事日程の作成に入っているが、着工のメドはたっていない。

■不動産業者の入居差別

大阪市生野は在日韓国・朝鮮人の多い町として知られているが、ここの不動産屋の店頭チラシに「外人不」「日本住民票要」といった書きこみがあり、民族差別として問題化している。

かつて、貸間等の入居募集に「内地人に限る」とか「半島人おことわり」などの札が下がっていたとは聞いていた。そして今日でも

業者や、家主にえんきょくにことわられるとといったことは日常茶飯事としてある。しかしこうもあからさまに出された例はあまり聞かない。

12月18日、生野の地域に住む在日韓国・朝鮮人を中心に「生野の住宅を考える会」（在日韓国基督教教会館内）が結成され、集会が持たれた。現在、店頭のビラからは「外人不」といった言葉が消えたというが、沈替したにすぎないのは明らかである。

■くりかえす民族衣装拒否

一昨年の暮れ、民族衣装着用による結婚式を拒否した京都互センター「玉姫殿」の事件はまだ記憶に新しいが、同互助センターのチェーン店である京阪互助センター「玉姫殿」で同様の事件が再発した。

京都の「玉姫殿」は打ち続く抗議のなかで約款から国籍条項をはずしたにもかかわらず、京阪の「玉姫殿」には再び国籍条項が入れてあり、根深い差別意識に、批難の声が強くなっている。

■関心を持たれる韓国・朝鮮語

近年、韓国・朝鮮語の学習に強い関心が持たれている。

数年前、広島電機大学付属高校が朝鮮語を選択課目として設定したほか、兵庫県立湊川高校、尼崎工業高校が必須課目としている。千葉県立小見川高校では、正規授業のクラブ活動として韓国語クラブを75年からスタートさせている。

大学では、季刊『三千里』12号の大村益夫氏の「大学における朝鮮語講座」によると、朝鮮学科・朝鮮語学科を設置している大学は天理大学、大阪外国語大学、東京外国語大学そして78年4月に開校する富山大学。

英語等と並列して朝鮮語講座を設置している大学は、京都精華短期大学、和光大学、筑波大学。

独・仏語等と並列して朝鮮語講座を設置している大学は、亜細亜大学、桃山学院大学、八幡大学、拓殖大学。

自由選択その他の形で設置している大学は、早稲田大学、慶応大学、東海大学、神奈川大学、上智大学、国学院大学、桜美林大学、愛知大学、京都産業大学、東京大学、一橋大学、都立大学、愛知県立大学、京都大学、大阪市立大学、大阪大学、神戸市外国語大学、岡山大学、九州大学、北海道大学。であるとなっている。

■桃山学院大「韓国・朝鮮史」などを開講

大阪の桃山学院大学は、去る12月2日、経済、経営、社会の三学部合同教授会において、明年度から新たに「韓国・朝鮮史」「韓国・朝鮮文化論」「社会運動史」を設置科目に加え、78年度から開講することに決定した。

同大学では、去る10月14日の合同教授会において「被差別者の人権」をいかに守るかについて討論がなされ、特に在日韓国・朝鮮人と部落差別をなくすための具体的な教科目設置について合意し、「人権教育に関する講座委員会」が発足した。「社会運動史」は部落問題を中心として巾広く追究することになっており、韓国・朝鮮関係科目とともに、通年講義で4単位になっている。

正規の科目名で歴史、文化論などを設置している大学は、横浜市立大（朝鮮近代史）、

関西学院大学（総合講座「在日朝鮮人論」）大阪市立大学（近代朝鮮経済史）などかぞえるほどである。

科目の名称について桃山学院大学では、①歴史的観点、②南北の実状、③他大学の設置科目の事例について検討し、韓・朝鮮ともに古代より一般に使用されているところから、統一概念として採用することに決定したと、説明している。

■日韓親和会が閉会

25年の歴史を持つ「日韓親和会」が、財政難を理由にその幕を閉じた。親和会は、第1回の韓日会談が開かれたのを機に、民間レベルの友好団体として1952年に結成された。閉会時の会長は、元出入国管理庁長官の鈴木一郎氏。

なお53年11月から発行された月刊誌「親和」も286号をもって閉刊した。

■民社党が「韓国人権委」を設立

民主党党内に「在日韓国人を守る人権特別委員会」が、11月10日に発足した。同特別委は、在日韓国人に対する行政差別問題を国会の場で取り上げていくという方針であるとしている。委員長には和田耕作議員がなっている。

原 稿 募 集

民関連ニュースの原稿を募集しています。

・連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題

韓国人：在日朝鮮人の解放に向けて

- ・論壇への反論、同調
- ・運動体の紹介、宣伝、アピール
- ・随筆、評論
- ・在日韓国人問題に対する問い合わせ
- ・その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

●連続セミナー

在日韓国・朝鮮人の 民族教育の歴史と現実

実践編 2

兵庫における 民族教育の実践

金 時 鐘(キム・シジョン)
(兵庫県立湊川高校教師)

金時鐘氏の講演の骨子は、湊川高校の朝鮮語教師として接する在日朝鮮人子弟のかかえ持つ生活実態にふれ、朝鮮人たらしめんとする教育実践の皮肉な結果、教育実践の主軸として推進される本名問題、民族学校のありようとその内実、等を批判的にとらえ、在日朝鮮人問題あるいは在日朝鮮人が存在し続けるという事を、これまで言われて来たような日本帝国主義の植民地支配の結果であるというような社会科学的論拠では説明し切れなく、又、在日朝鮮人をおしなべて差別という軸でくくる事に大きく反対であるとし、「民族教育をいうならば、まず私たちは、在日することの意味、在日朝鮮人そのものの実態と展望について明確な視座を持たなければならない」と主張した。以降、氏は南北の「分断と亀裂のはざまを埋める有力な担保としての分断、生活集団としての在日朝鮮人を創造」しなければならないとし、これまでの在日朝鮮人を止揚したところの在日朝鮮人の生き方の問題

にふれ、結論として「在日世代にとって在日は決して負い目ではない。在日がすでにひとつの朝鮮である。思想信条の違い、政見、信信の違いがあっても、ひとつ所を移し得なく生きている在日は、何とすばらしい展望であろうか」と結んだ。

講演要約

兵庫の公教育の場でいえる民族教育は残念ながらまだ存在しない。ただ民族教育というものを、在日朝鮮人子弟をして朝鮮人たらしめる教育とでも解するならば、湊川高校をはじめとする幾つかの学校と、そのあり方に心を寄せ絶対少数者の側の苦勞を自から引き受けている個々の教師達の教育実践があり、その意気力によって開拓されつつある解放教育、つまりいっさいの差別を許さず、人に格差をつけず、閉ざされた意識と心を押し開く教育思想としての闘いの場で覚醒されつつある同胞子弟が存在することは事実である。

湊川高校の0.5%、数にして14～5名の同胞子弟たちはどのような角度から見ても家庭の事情、学力の面から見ても、公立学校に来れるような生徒たちではない。それなのに本名を名のって臆することなく日本の友人たちの中で胸を張って毎日学校へ来ている。

定時制4年を9年かけて卒業したIは、卒業の日、答辞のなかで「本名をかくすということは、酒を飲んでも酔えないことだ」といって卒業していった。又、Tにしてもほんとうに想像がつかない生活環境をもっている。

■在日同胞実態の再認識

在日同胞というのは私にとっては自明なままでよく知った生活集団であり、我同胞大衆でありました。ところが、湊川に行き、つまり日本人の生活圏から朝鮮人を見る、はじめて自分の生活基盤、生活自然を逆の立場から見ることでできる位置に4年前から立ったとき、はじめて自分の同胞の実態にふれることができた。日本の生活圏に入って見て、いかに散らされた同胞、同胞の生活集落から切れている同胞が多いかということを自分の生身に照らして知った。私の目にあるのはいつも量としてかたまっている。集落をなしている同胞たちであった。そこで差別にうちひしがれている同胞は見たことがなかった。私たちの同胞は屈託がなく、あんからかんとして生きていた。しかし、日本の多くの生徒たちに紛れてひっそりとしている生徒諸君たちの生活実態、その家庭の内実、実情はまったく私の想像を超えるというよりは、私の思想そのものをひっぺがして余りあるほどの内容であり、実態であった。そして私は思い至った。私が長年月をかけて知ってきた同胞の量よりも、そのように散らされて日本人の生活部分のかげりの中で孤絶している同胞の数の方が、かかえている内実の重さからして大きいのではなかないかということ。

■同胞子弟の生活実態例

Tは14～5才にして一家を支えねばならない労働者、労力を提供せねばならない人間であった。

Tは、少年の頃、父が刑務所生活をし、母は狭い部屋で自分と弟が寝ている目前で夜の商売をしながら自暴自棄になりアル中となった。出所を繰り返し家に寄りつかぬ父親、アル中で行方不明となった母親、その中でTは成人する。20才になったTは気がふれたようにして母親を探し続ける。16才で世帯を持ち子供が一人いるTに迷惑をかけられぬと行って行方不明をくり返す母親をそれでも探し続け、四国ににいるという手紙を受けとり、お母さんが元気だということを知り涙ぐむ彼

の優しさはどこから来るのかと考える。

父、Kという少年は、私が朝鮮語の教師として湊川に行き乱れに乱れた授業の中でひとりですうっといた少年である。その彼が家の立ちのきの問題で学校へ来れなくなった。湊川では、進路保障と就学保障のふたつにすべてをかけているような学校であり、当然のこととして問題としてとりくむようになった。Kが住む家は鶏小屋のような棟ならびのバラックであり、不法建築で大阪市より立ちのきを命ぜられていた。学校は大阪市より代替地を獲得した。ここに至っておよびもつかない事態が露呈した。学校はKの家庭が母子家庭ないしは内縁関係の夫がいるというふうに勝手にとっていた。しかし、その実は、実の父親が袋小路の堀っ立て小屋にボロ切れのように寝ていた。母親も子もいっさいそういうことは言わなかった。その父親が学校に怒鳴り込んで来た。「私の居住権を誰が侵害するのか、私はここで首をつって死んででも動かない」。この事態の出現によって一年空転をした。そしてこの父親は予言した通り首をつって死んでしまった。在日朝鮮人のもっとも残酷にして醜悪な光景、むくろを前にしてもうすでに子が子でなく、妻が妻でなく、父親の妹と甥たちだけがむくろにとりすがって泣くだけであった。Kの母親は日本人になることだけが在日を生きるもっとも最良の救済法であると思いこみ、Kをはじめとする4人の子供たちもそう思っていた。しかし父親は朝鮮の味覚、生活習慣というものを祖父から受けついでいた。

■就学保障の皮肉な結末

Kがかかえる問題に、解放教育を標榜する湊川高校が就学保障のために行政側と闘い、行政側との交渉で代替地までとりつけたのに、そこに住むべき在日同胞子弟というのは、もっとも朝鮮から切れて、朝鮮から切れることが夢である家庭、そういう母と子の関係の、そういう生徒に就学保障をやっていたという皮肉な結果をみた。

しかしKは宇余曲折をへて父親の本名を受

けつぎ朝鮮人として卒業していった。

■定かでない”朝鮮人としての所”

Kの例のように学校をあげて厳しい行政権力との交峙の中で解放教育を志向する学校の中にあってさえ「差別」という人間の不条理な問題では全く軌をいつにし問題がないが、本名を名のらすという、朝鮮人を朝鮮人にたしかえらすという教育実践であり得ても、本名を名のらすことが果して朝鮮人たらしめることなのかということは、まだ問題に距離がある。ひとしなみに、朝鮮人といえる朝鮮人が、今日の朝鮮では上台規定しようがない。このような存在体であるのが朝鮮人という存在物だと思う。

差別で結びあうことの人間的な連帯と、差別で結びあったところで朝鮮人は朝鮮人でしかありえない問題、又は、心ある日本人教師たちが朝鮮侵略36年を日本人が犯した原罪として朝鮮をとらえ返すという意味の”正しい朝鮮”を教えるといったところで、朝鮮人自身の今日のあり方としては、何ら朝鮮人自身の力としてはたちかえるものではない。

■「民族学校の門までつれて行く」と言う日本人教師の発想における問題点

日本の心ある教師たちが朝鮮人に対してとりくむいくつかの運動意識の中にも、問題はかなりあるように思われます。

日教組福岡教研で提起され採択された「日本人教師の任務は朝鮮人生徒を民族学校の戸口までつれていくことである」といったようなわれ方には、ほんとうに見過せない問題がある。民族学校というとき、大半以上は朝総連系が運営している学校である。日本の心ある教師たちが「民族学校の校門までつれて行く」という発想が、在日朝鮮を欠落させ、朝鮮そのものが欠落している。つまり、今日朝鮮が欠けていて歴史的にのみ朝鮮を付与するというような扁平な意識構造にあるならば、又、その発想の支えに朝鮮人学校つまり朝総連系の学校だけがあるとすれば、それは朝鮮人人民の大半近くを抱えている南朝鮮・韓国

の存在を度外視している発想である。そして、朝鮮人の主体からすれば、朝鮮人同志の反目を固定する側に日本人の心ある熱量が加担したということにしかすぎない。さらに恐いことは、「民族学校の門までつれて行く」という発想を支えている朝鮮観である。意識されるにしろされないにしろそこには「北朝鮮は善で韓国は悪である」という感性が色濃く居座っているということを見過すわけにはいかない。

■解放教育における問題点

解放教育を標榜する湊川高校にして、朝鮮子弟たちの自分の民族の命運にかかわるべき視座はまだ開発されていない。そして、一様に差別が原点であり、差別が起点である。差別だけが問題である時、部落の人も日本人であることによって、朝鮮人には差別者である。そして、差別だけが問題であるとき、在日朝鮮人の間には対立、亀裂はないも同然である。対日本人関係、対日本感情は、朝鮮人に等しく存在する民族的激情である。さらに、差別だけが問題であるとき、朝鮮に行きつくことを自分には圧倒する朝鮮人である。

■朝鮮人自身における問題点

よしんば日本人の力を得て反差別の闘いと意識が強固に組まれても、それによって在日朝鮮人の生活が改善されても、朝鮮人自身が30年このかた本来的に抱え持っている朝鮮人自身の問題は依然として残る。いかに差別が糾されてみても、同族間で亀裂しあい、反目しあい、背をむけあっている事態は変らない。一体どのような朝鮮に帰えれば朝鮮たり得るのか。どのような学校につなげば朝鮮につながる学校たりうるのか。どのような朝鮮人と反差別をくめばよいのか。その朝鮮人の所在については、日本人以上に朝鮮人自身が自らの朝鮮の所在について、朝鮮人の人間像について自分の問題として、自分の意識として迫らなくてはならない。

兵庫で提起され実践されている解放教育に朝鮮人として直接参加しているひとりとして、

在日朝鮮人をどう見るかという命題を私自身の責任課題として打ち出し、そのことによって民族教育の可能性を探ってみたい。

■在日朝鮮人の規定と民族教育の可能性

在日朝鮮人という生活集団は決して所属でないということである。在日という条件下で独自に生きている部族でもない。これはひとえに取り残された民のようなものであり、やがて約束の地カナンに行きつくべき苦難の民と言える。ところが日本には何故在日朝鮮人は自分の国に帰らないのかという疑問が広うごめいている。それに対し、私たち朝鮮人の側は、決して日本に強制連行されて来たためであるといってきた。そしてことさらにように祖国が統一されれば帰るといってきた。だが私は、祖国が統一されれば帰るという、それがたとえ過渡の必然にしろ、かつての日本がしからしめた罪業のため私たちは日本に余儀なく居るんだといういい方には不満である。

統一すれば帰えるという言い方は、「何故帰らないのか」という問の回答としてはなお大きい隔りがあることを残念ながら否むことはできない。何故このような理屈っぽいことを言うのかと言えば、民族教育を言うならば、まず私たちは、在日することの意味、在日朝鮮人そのものの実体と展望について明確な視座を持たねばならないからである。ではどうすればいいのか。タナボタ式に統一を待って帰るとか帰らないとか言うのではなく、分断と亀裂のはざまを埋める有力な担保としての分断、生活集団としての在日朝鮮人を創造したいものである。

■在日における意味の確立

ひとつの民族でありながら30年という歲月は、政治、生活習慣、言語、歴史認識といった諸々の現象において想像をはるかに超えて、南北の亀裂の度合を深くしている。

私にとって在日朝鮮人とは、自分の国つまり北朝鮮と南朝鮮を同視野に納め得る立地条件を意志的に生きねばならない生活集団であ

るべきである。

現今の朝鮮で、南と北が同居していられる一緒にいることのできるただひとつの場所が在日であるということは、幾重にも重要なことである。

在日朝鮮人が日本に居続けることは社会的な言い方をすれば正当な権利である。しかし、その言い分だけでは、「何故帰らないのか」とする日本の庶民感情を納得させ得ない情況に目を向け、かつての日本の罪業だけを取りあげて在日を位置づけるとか、規定することの古めかしさを私たちは、反古同然の古い証文として日本人に帰してもよいのではないか。そうでなくては、被差別の対象としての朝鮮人だけが在日朝鮮人の全てとなってしまう。そして自ら生きていくべき方途を持たない日本残留者でしかなくなってしまう。ここら辺で自分の国の命運に直接かかわる在日朝鮮人像が早く定着しなければ、在日朝鮮人の形態に得心のいかない日本の庶民感情との行き違いは、差別する意識があるないにかかわらず、その落差はますます広がっていくばかりである。であるから、私は、在日朝鮮人をおしなべて差別という軸でくくりに大きく反対するわけである。

南と北の接合点を担う生活集団は、私は、在日朝鮮人が有効に働けると信じて疑わない。そして、私たちの帰国が分離とならない方途を、私たちは在日朝鮮人の内実の問題として意識化する必要に迫られる。同一民族としての融和を、ひとつ所で生きている在日朝鮮人の生き様の中から実証づけたいものである。

■在日朝鮮人の民族教育

ものすごいまでの世代推移の中で在日朝鮮人二世といわれる人たちがすでに親の年代を築いている。そしてこの世代の子供たちが今日の義務教育課程にいたる大多数の在日朝鮮人子弟たちである。祖国と隔絶して生きているこの世代たちに対応すべき方法意識はまだ明らかにされていない。いまだまみえたことのない自分の国、北と南を同じ視野に納め得る立地条件を生きたとき、在日朝鮮人3～4世

たちのみずみずしいまなこに、朝鮮は統一なものとしてあるべきである。また、何よりも分断の実情が公平に提示されていることこそ重要なのである。少なくとも提示する側の思惑によって南北の質量が左右されてはならない。この厳正な提示を自主的におさめ得る意識が幸いに学業課程で培い得たならば、やがて北側か南側に立つ自分を、自分の意志で決め得る側の人間にこの世代たちは立つことができる。そして、相違をさらけ出すことによって違いを結び合わす力学をこの未知数の世代たちはきっとやりとげずにはいられないはずである。

私たちは、違うからこそ会うべきである。立場が違うからこそ向きあうべきである。このことをやらずして民族教育がいかなるべきところで、この民族教育はどこで誰と向きあい、誰とつなぎあい、誰と反目しあい、誰と背をむけあわなければならない民族教育となるだろうか。

在日世代にとって在日は決して負い目ではない。在日がすでにひとつの朝鮮であるといいたい。思想信条の違い、政見、信仰の違いがあっても、ひとつ所を移し得ず生きている在日は何とすばらしい展望であろうか。

〔関東民闘連第5回セミナー 77 3 6〕

編 集 後 記

■民闘連も尼崎の第3回全国交流集会をもって、交流と連帯の場が確立されたとの思いがします。しかし、それはとりもおさず新たな出発点に立ったということで、これからが正念場であろうと思います。

■在日韓国・朝鮮人の“生き方”論がここ最近活発に言われるようになっていきます。それも当事者の方が打ち出すと言うより、日本人から言われるというようなケースの方が多いように思えます。非常に複雑でかつむづかしい問題で、早急にこうあるべきだとの展望は当事者の方でも打ち出し難いものです。在日韓国・朝鮮人の現状を見れば見るほど、混とんとし、屈折した状況に直面します。まさに岐路に立たされているという観がします。こうした、混とんとしかつ屈折した状況の出現は、ある意味で当然です。何時ならば、当事者間において、在日同胞の解放以降30年の総括すら出されていない現実だからです。入管当局者によって書かれた坂中論文等に接する時、その立ちおくれを通感せざるを得ません。坂中論文をのりこえた展望の確立と、運動の確立が強く望まれるゆえんです。

■最近のニュースの編集後記は、遅れのわび文ばかりだとの叱責を受けました。何とも弁解の余地がありません。ゴメンナサイ。

■兵庫の金英達氏から在日韓国入に関する統計資料、帰化統計について、誤りを指摘されました。次号にその指摘箇所を正した資料と、金氏の論文を掲載いたします。御指摘を感謝いたします。

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- 就職差別問題資料—糾弾!! 労働省・労務行政研究所 №.7 200円
- ②資料集「外国入子弟の教育についての諸問題」 300円
- THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THER PROBLEMS 600円
- 民闘連ニュース 1号〜26号(民闘連刊) 各150円
- 第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 500円
- 第三回民闘連全国交流集会資料集(") 1,000円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- 在日朝鮮人に対する同化教育についての考察——解放後における大阪を中心に——
朴君を囲む会刊(資料集№.2) 300円
- 証言集1 佐藤勝己 " (" №.3) 200円
- 証言集3 梶村秀樹 " (" №.4) 150円
- 証言集4 李 殷 直 " (" №.5) 150円
- 朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- 日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 の 発 行 資 料

- 「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 100円
- ②州(コゲ)第1集〜第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- 燈台 第29〜第33号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各500円
- 地域運動の手引き " " 500円
- 日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- 韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- 韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- 在日韓国・朝鮮人を理解するために 日本キリスト教団日韓連帯特別委員会 200円
- アジアの入権 1号〜5号 アジア入権センター刊 各400円
- ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- 在日朝鮮人の日本渡航史 400円
- 申京煥君の強制送還を許すな! №.1〜2 申君を支える会刊 300円
- 自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№.3 " 150円
- 申京煥君裁判資料 " 400円
- 申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- 申京煥裁判 証言集・第1集 申京煥を支える会刊 600円
- " " 第2集 " 400円
- 在日朝鮮人問題連続講座・講演録 申京煥君を支える会刊 300円
- むくげ通信・合本 1977年版 №.40〜№.45 むくげの会刊 600円
- 申京煥退去強制事件 鑑定書(高野雄一)申京煥を支える会刊 200円
- 強制送還阻止! —— 韓さん一家支援のために 韓さん一家を守る会刊 300円

・入管と縁を切りたい! №1～2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏名を許すな!	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・金敬得問題資料 司法修習生＝弁護士と国籍		2,500円
・きつつきの群れ —— 京都韓国学園建設問題に関する資料集 ——		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進! 7・20 集会報告書	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 —— 民族運動としての地域活動をめざして —— 資料 №1, №2		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	各300円
・行政差別撤廃運動 —— 尼崎市闘争記録集 ——	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 —— 「早稲田大学 同窓会七〇年史」 ——		2,500円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	湖北社刊	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年～1953年)	"	2,600円
・朝鮮における日本人の活動に関する調査	"	2,200円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著 同成社	1,500円
・在日朝鮮人 —— その差別と処遇の実態 ——	佐藤勝巳著 "	2,300円
・日本人教師にとわれているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼ゼミナール(1976)	750円
・定住外国人と国公立大学	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会編	500円
—— 教員任用差別の撤廃を訴える ——		
・「なにが問題なのか」 差別白書第一集	民国中央本部・民生局	300円
・行政差別撤廃運動 講演資料集	"	500円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말을返せ! の要求に答えて		400円
・本名と教育	資料集 №1	300円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	" №2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか 改訂版	" №3	300円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか		
—— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 ——	" №4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	" №5	300円
・今日の朝鮮民族差別 —— 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る ——	" №6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺 改訂版	" №7	300円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" №8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 —— 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって ——	" №9	200円
・矢田チヨソン友の会「強制連行」の地へゆく	" №10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		200円
사람 (サラム) 民話編 1		150円
・ "	" 2	200円

発行日 1977年12月15日

№. 26 号

頒価 200円

発行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内

民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52 TEL. 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京 4-30267 PAIK 郵便振替番号 東京 5-30268
